



2022年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社 B l u e M e m e
代表者名 代表取締役社長 松岡 真功
(コード 4069、東証グロース)
問合せ先 取締役 最高財務責任者 市川 玲
(TEL 03-6712-8196)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会を可能とする規定の新設について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を勘案し、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

なお、本議案における定款変更に関しては、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会の電子提供制度措置に関する規定の新設について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、これに備えるため、次の通り定款の変

更をお願いするものであります。

- ①変更案第 17 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第 17 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 17 条）は、電子提供制度において不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙、「定款の一部変更についての新旧対照表」のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更にかかる日程は以下のとおりであります。

定款変更のための株主総会開催	2022 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	定款変更の効力発生日は別紙、「定款の一部変更についての新旧対照表」のとおりであります。

以 上

【定款の一部変更についての新旧対照表】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第17条(総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>